

目 次

IT関係

- ・輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現・・・ 1
- ・自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の
早期実現等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・政府調達における実績主義、規制制限の廃止・・・・・・・・・・・・ 4
- ・情報システムに関する政府調達制度の改善・・・・・・・・・・・・ 5
- ・民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善・・・ 6

競争政策等関係

- ・競争入札参加資格申請手続の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・公共工事にかかる一般競争入札の準備期間の確保・・・・・・・・・・・・ 9

基準認証等関係

- ・EDI対象メッセージの統一及び各コードの標準化・・・・・・・・・・・・ 10
- ・HSコードの統一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・Sea-NACCS、Air-NACCSの一元化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減・・・・・・・・・・・・ 13
- ・フラッシュメモリーカード(シリコンメディア)の関税評価対象
からの除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・フラットベッドコンテナ - の輸出入貨物の容器輸出入(納税)の
申告義務の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・一般貨物の届出制、輸出検査の「簡素化」・・・・・・・・・・・・ 16
- ・海上コンテナによる内貨輸送の制限の緩和又は廃止・・・・・・・・・・・・ 17
- ・海上輸出貨物予備審査制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・簡易申告制度の対象拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・簡易申告制度の抜本的改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・関税評価の対象から除外されるソフトウェアの定義の修正・・・・・・・・・・・・ 21
- ・空荷で輸入されたコンテナの空荷での再輸出に対する免税措置の
拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・原木TACT(Tokyo Air Cargo Terminal)の保税蔵置場における
取扱貨物の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・再輸入容器免税の対査確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・通関業者の営業区域制限の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・通関士の設置の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・通関体制の通年、24時間体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

| | |
|--|----|
| ・ 保税蔵置場の許可基準の緩和 | 30 |
| ・ 包括事前制度の手続の簡素化 | 31 |
| ・ 免税コンテナの再輸出期間延長申請提出義務の廃止又は許可期間 延長 | 32 |
| ・ 輸出申告の事後届出制化 | 33 |
| ・ 輸出入手続の簡素化、事前申告の実施 | 34 |
| ・ 輸出入通関手続の簡素化 | 35 |
| ・ 輸入コンテナの輸送機器としての無条件通関許可又は無期限免税 一時輸入の承認 | 36 |
| ・ 輸入貨物が関税率ゼロの場合の現実支払い価格による申告 | 37 |
| 金融関係 | |
| ・ T B ・ F B に係る寄託制限、転売制限の撤廃 | 38 |
| ・ 資本取引に関する債権の発生等に係る報告書の廃止 | 39 |
| ・ 政府系企業を通じて手配される保険 | 40 |
| 流通関係 | |
| ・ たばこ小売販売業における許可基準の明確化 | 41 |
| ・ たばこ小売販売免許の許可書発行までの期間短縮について | 42 |
| ・ 一般酒類小売業免許者等によるインターネット上での酒類販売の容認 | 43 |
| ・ 製造たばこの小売販売の需給調整規制の廃止と小売価格の自由化 | 44 |
| ・ 大型店舗酒類小売業免許の制度の見直し | 45 |
| 住宅・土地、公共工事関係 | |
| ・ P F I の特性を踏まえた調達手続の法制化 | 46 |
| その他 | |
| ・ 国・地方公共団体等のリース契約の取扱い等 | 47 |

| | | | |
|--------------|---|----------|--------------------------------|
| 分野 | IT | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 日本船主協会 大阪商工会議所 |
| 項目 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>2003年度までに、入港から輸入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮するため、各種申請の必要性について根本から再検討を行うこと、現行の申請書類を可能な限り削減し、業務改革（BPR）を進めること、が重要である。その上で、全ての輸出入・港湾関連手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ（ワンインプット）システムを整備すべきである。（その他「現行の港湾・輸出入諸手続全ての見直しに関する意見1件」「輸出入や検疫、通関などの手続についても手続窓口の一本化の意見1件」）</p> <p>また、NACCSデータの有効活用による船社等に課されている港湾統計等の申告義務の免除あるいは廃止及び申請データや各種統計資料の関係官公庁による共有化を進めること。</p> | | |
| 関係法令 | 関税法第15条、第17条、第67条、第70条、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条、統計法第5条、港湾調査規則第7条、第9条、等 | 共管 | 国土交通省、経済産業省、法務省、厚生労働省、農林水産省 |
| 制度の概要 | <p>関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に、当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。</p> <p>外国貿易船が開港に入出港した場合には、関税法の規定により入出港関係手続に係る書類を税関に提出しなければならない。</p> <p>また、港湾統計作成のため、船社等に都道府県知事に対する資料の提出が義務付けられている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進【平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始】</p> <p>港湾における輸出入手続等については、我が国港湾の競争力強化、物流の効率化等の観点から、電子的な申請・処理を原則とし、そのワンストップ化が極めて重要である。</p> <p>必要なことは、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムとなっていることである。このため、既往の部分システムの改善にも努めつつ、平成15年度の出来るだけ早い時期に、上記の要請を満たしたシステムの運用開始ができるよう、関係省庁で合意した基本方針（グランドデザイン）に基づき、関係省庁が協力して、検討・調整を進める。</p> <p>輸出入・港湾関連手続について（中略）統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。</p> | | |

| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
|---|--------------------------|----------------|------|-----|
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| (実施(予定)時期：輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中を目標) | | | | |
| (説明) | | | | |
| (1) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中を目標にこれを実現することとしており、関係府省と連携、協力しつつ、現在、鋭意システム開発作業を進めているところである。 | | | | |
| (2) シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んでいるところであり、これまで、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきたところである。 | | | | |
| (3) また、手続の徹底した見直しについては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしているところである。 | | | | |
| なお、港湾統計調査において港湾管理者へ提出が義務付けられている外貿貨物の情報については、NACSデータを活用すべく実証実験を国土交通省側で行なっているところであり、できるだけ早期に実運用を開始する予定である。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課、総務課事務管理室、調査課税関調査室 | | | |

| | | | |
|--|--|---|----------------------------|
| 分野 | IT | 要望提出者 | リース事業協会、オリックス 日本経済団体連合会 |
| 項目 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等 | | |
| 要望の内容 | <p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年を目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、次の事項を早急に検討・具体化していくこと。</p> <p>自動車重量税の納付手続等 納付手続等の電子化</p> | | |
| 関係法令 | 自動車重量税法第8条、第9条 | 共管 | 国土交通省、警察庁、総務省 |
| 制度の概要 | <p>自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車検査証の交付等を受ける時までに、検査自動車又は届出軽自動車に課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を納付書にはり付けて運輸支局長等に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>【規制改革推進3か年計画（改定） 1(3)エ22(e)】</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> | | |
| 対応状況・対応方針 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済 措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期： 年 月）</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>・自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェント）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続の電子化に向けた調査検討を精力的に行っているところであり、本年8月に検討結果の中間的取りまとめとして「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」を決定し、公表したところである。</p> <p>・ワンストップサービスの中心となるシステムについては、本年度、システム設計を行うこととしており、平成15年度にはシステムの構築、一部地域での実用化に係る試験運用を行う予定としている。</p> <p>・今後とも関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービス・システムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 国税庁消費税室 | | |

| | | | | |
|---|---|---|----------|-------|
| 分野 | I T | | 意見・要望提出者 | 日本経団連 |
| 項目 | 政府調達における実績主義、規制制限の廃止 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>情報システムの政府調達について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書作成、入札業務に関する民間コンサルタントの活用 ・ 単年度予算主義の見直し ・ 現行の総合評価落札方式の見直し等 を行う必要がある。 | | | |
| 関係法令 | なし | 共 管 | なし | |
| 制度の概要 | 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平 7.3.27 アクション・プラン実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「e - J a p a n重点計画 - 2 0 0 2」（平成 14 年 6 月 18 日 I T戦略本部）4 .（4）ア）の i）今後増大する情報システム関係業務や進展する技術の活用にも効率的・効果的に対処するため、外注化を進める。 ・ 「e - J a p a n重点計画 - 2 0 0 2」4 .（4）ア）の h）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002 年 3 月策定、同年 4 月、2003 年 3 月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議）に基づき、2002 年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。 | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | 措置困難 | その他 |
| <p>（説明）</p> <p>1 . 仕様書の作成等を含む情報システム関係業務については、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（平成 12 年 3 月 行政情報システム各省庁連絡会議）を踏まえ、各府省において、計画的・重点的にアウトソーシング（外注）を実施している。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定し、調達の企画・管理の適正化を図る観点から、外部専門家の積極的な活用を通じて調達側の体制強化を図ることとした。</p> <p>2 . 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととし、また、イ）既存のソフトウェア製品の活用によっては整備できない電子政府向けシステム等を総合評価落札方式により調達する場合、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、平成 14 年 8 月以降の入札案件について加算方式による評価を行うことができるよう措置したところ。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課 | | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT | 意見・要望提出者 | 日本経団連 |
| 項目 | 情報システムに関する政府調達制度の改善 | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 競争入札参加資格審査において、企業規模等の外形的な要素にかかわらず、技術力のある企業に対して参加資格を付与する。 情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけでなく、ライフサイクル全体のコスト・パフォーマンスを評価対象として採用する。 総合評価落札方式における除算方式を見直し、加算方式を導入する。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 「競争参加者の資格に関する公示」（平成 14.1.10）において、年間平均（生産・販売）高、自己資本額、営業年数等の外形的な要素を競争入札参加資格の審査基準（全物品、サービス共通）としている。 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成 14.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平成 14.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>「e-Japan重点計画-2002」（平成 14 年 6 月 18 日 IT 戦略本部）4.（4）アの h）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002 年 3 月策定、同年 4 月、2003 年 3 月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議）に基づき、2002 年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）民間における契約実績や高度 IT 技術者の配置等の技術的基準も考慮しつつ競争入札参加資格制度の弾力的な運用を行うなど技術力のある企業に対して企業規模等を問わず競争参加機会の拡充を図っていく、イ）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととし、また、ウ）既存のソフトウェア製品の活用によっては整備できない電子政府向けシステム等を総合評価落札方式により調達する場合、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、平成 14 年 8 月以降の入札案件について加算方式による評価を行うことができるよう措置したところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | <p>総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課</p> | | |

| | | | | |
|--------------|--|------------------------------------|-------|-----|
| 分野 | IT | 意見・要望提出者 | 日本経団連 | |
| 項目 | 民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業規模などの外形的な要素でなく技術力のある企業に対して競争資格を付与する。 ・ 情報システムの価格評価は、複数年に渡る調達全体に関するライフサイクルのコストベースに基づく一般競争入札を行う。 ・ インセンティブ付契約や成功報酬型契約を導入する。 ・ 「情報システムに係る政府調達制度の見直し」を実効性のある改善策とするため、定期的にフォローアップとレビューを行うとともに、調達側の体制強化、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入については、早期に実施すべきである。 ・ 調達側の体制を強化するため、CIOを全省庁に設置するとともに、CIOの機能強化のため、外部の専門家を活用する。 ・ | | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成 14.1.10）において、年間平均（生産・販売）高、自己資本額、営業年数等の外形的な要素を競争入札参加資格の審査基準（全物品、サービス共通）としている。 ・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平 4.1.20 アクション・プラン実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。 ・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平 7.3.27 アクション・プラン実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。 ・ | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>「e-Japan重点計画 - 2002」（平成 14年 6月 18日 IT戦略本部） 4.（4）ア）のk）</p> <p>各府省は、2002年度早期に、情報化推進に関する統括責任者の権限、機能等を明確化し府省内への周知徹底を図るとともに、統括責任者を補佐するスタッフ機能の充実を図る。</p> <p>4.（4）ア）のh）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002年 3月策定、同年 4月、2003年 3月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。</p> | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |

(説明)

1. 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア)民間における契約実績や高度IT技術者の配置等の技術的基準も考慮しつつ競争入札参加資格制度の弾力的な運用を行うなど技術力のある企業に対して企業規模等を問わず競争参加機会の拡充を図っていく、イ)当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととしている。これらを含む見直し事項については、各府省において着実に実施されているものと考えるが、その実施状況のフォローアップについても検討してまいりたい。
2. 各府省においてCIOを設置するとともに、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定し、調達の企画・管理の適正化を図る観点から、外部専門家の積極的な活用を通じて調達側の体制強化を図ることとした。
3. また、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中。

担当局課室等名

総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、
財務省主計局法規課

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-----------|-----|
| 分野 | 競争政策等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | 競争入札参加資格申請手続の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>物品製造等に係る競争入札参加資格申請手続は、平成 13 年度より全省庁有効な統一資格となったが、建設工事に係る競争入札参加資格申請手続が統一されていない。</p> <p>「政府調達に関する協定」では、各締結国は、「各機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除き、単一の資格の審査にかかる手続をとること（第 8 条）」を確保することが求められており、早期に建設工事に係わる競争入札参加資格申請手続についても、全省庁統一的なシステムを構築するべきである。</p> | | | |
| 関係法令 | 各省庁で定める競争参加資格取扱要領 | 共管 | 全省庁 | |
| 制度の概要 | 建設工事に係る競争入札参加資格申請手続については、各省庁において各省庁の基準に基づき、資格審査を行っている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 計画なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | | |
| (説明) | | | | |
| <p>物品製造等に係る競争入札参加資格手続については、平成 13 年 1 月の定期審査から競争参加資格審査及び名簿の作成を全省庁が統一的に行うためのシステムの運用を開始し、供給者たる企業の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化が図られたところである。</p> <p>一方、建設工事に係る競争入札参加資格手続については、平成 14 年 7 月 4 日の副大臣会議営繕 PT (同年 4 月 18 日発足)の決定に基づき、官庁営繕関係基準類の統一化に関する関係省庁連絡会議において平成 16 年度からインターネットを活用した一元的な受付を実施するとされてることを踏まえ、具体的措置を検討中である。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 大臣官房会計課 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------------|-----------|-----|
| 分野 | 競争政策等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | 公共工事にかかる一般競争入札の準備期間の確保 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 入札の公正確保・透明性向上の観点から、特に大規模公共工事の場合は、公告の実施時期を大幅に前倒しをし、入札参加希望者の入札準備期間を十分に確保する。 | | | |
| 関係法令 | 予算決算及び会計令第74条、国の物品等の調達手続の特例を定める政令第5条 | 共管 | 全省庁 | |
| 制度の概要 | 公共工事等に係る一般競争入札を国が実施する際には、発注期間は、政府調達に関する協定の適用を受ける特定調達契約の場合は、その入札期日の前日から40日前（急を要する場合は10日前）に、それ以外の調達契約の場合は、10日前（急を要する場合は5日前）に官報等でしなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 計画なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | | |
| （説明） 公共工事等に係る入札公告期間については、工期等を勘案し可能な限り長期化を図っているところである。今後の入札においても、事業者の準備期間を十分確保できるよう引き続き努めることとする。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 大臣官房会計課 | | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-----------------|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | E D I対象メッセージの統一及び各コードの標準化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 入出港時に提出する各種書類の簡素化とE D I化・ペーパーレス化 ・ E D I対象メッセージの統一及び各コードの標準化 | | |
| 関係法令 | ○関税法第15条等 ○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条 ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 | 共管 | 厚生労働省、国土交通省、法務省 |
| 制度の概要 | 外国貿易船等が開港等に入出港した場合には、関税法の規定に基づき入出港関係手続に係る書類を税関に提出する必要がある。 | | |
| 計画等における記載の状況 | なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 (1) 措置済 (2)(3) 措置予定 (実施(予定)時期： (2)平成14年度を目途(遅くとも平成15年度まで)、(3)平成15年7月中を目標) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) (1) 外国貿易船等が開港等に入出港する場合には、関税法に基づき、税関に対し各種入出港手続に係る書類を提出することとされているが、海上貨物通関情報処理システムにより提出手続のオンライン化を実施し手続の負担軽減を図っている。 (2) さらに、「財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン(平成14年9月3日財務省行政情報化推進委員会了承)」に掲げられた申請・届出等手続のうち、海上貨物通関情報処理システムでオンライン化されている手続以外の手続を電子化するため、「税関手続申請システム(CuPES)」を導入し、これにより手続の簡素化、ペーパーレス化を図ることとしている。 なお、(1)及び(2)の電子化の中でも必要に応じて国際標準となっているコードを使用しているところである。 (3) また、平成14年1月に接続した海上貨物通関情報処理システムと港湾E D Iシステムは、入力コードの標準化に努めており、今後、1回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化により、メッセージの統一化が図られることとなる。(平成15年7月中を目標) | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局監視課、総務課事務管理室 調査課税関調査室 | | |

| | | | | |
|---|--|------------------------------------|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | H Sコードの統一 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 貿易・通関の簡素化を図るため、各国のH Sコードを共通化する。 | | | |
| 関係法令 | 関税法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>H S条約は、関税分類を国際的に統一するために作成されたものであり、締約国は2002年9月現在日本、米国、E C等109カ国及び1関税同盟である。</p> <p>H S条約締約国は、条約の規定により自国の輸出入品目表において6桁までを国際的に合意された品目分類であるH Sコード(6桁)にあわせることが義務になっているが、各国の必要により分類の細分を6桁を超えて独自に設定することが認められている(H S条約第3条)。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| (説明) H S条約締約国は、条約の規定により自国の輸出入品目表において6桁までを国際的に合意された品目分類であるH Sコード(6桁)にあわせることが義務になっているが、各国の必要により分類の細分を6桁を超えて独自に設定することが認められている。 我が国の輸出入統計品目表においては、税率に基づく細分を設ける必要があることに加え、統計等の目的から、各業界からの要望を踏まえた各省庁の要請を受けて、H Sコード(6桁)の外に、3桁の国内細分コードを設定し、全体で9桁のコードを用いている。更に、輸出と輸入とではその目的が異なることから、必要に応じて別の国内細分コードを設けている。 同様の理由から、他の締約国においても、H Sコード(6桁)を超えそれぞれ独自に国内細分コードを設定しており(米国は10桁、E Cは8桁)、国によって産業事情等が異なることから、7桁以降のコードを各国統一することは困難である。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | | |

| | | | | |
|--|--|-----------------------------|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | Sea - N A C C S、Air - N A C C Sの一元化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 同じ「関税法」に基づく手続であるので、手続の簡素化、経費節減等のため1つのシステムに統一していただきたい。 | | | |
| 関係法令 | 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律 等 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | N A C C S (N i p p o n A u t o m a t e d C a r g o C l e a r a n c e S y s t e m の略 (通関情報処理システム)) は、税関と関連民間業界をオンラインで結び、税関手続とこれに密接不可分に関連しながら同時並行的に進行していく民間業務とを相互に関連付けながらコンピュータで迅速かつ的確に処理するシステムであり、航空貨物通関情報処理システム (A i r - N A C C S) と海上貨物通関情報処理システム (S e a - N A C C S) の2つのシステムが稼働している。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施 (予定) 時期 :) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| (説明) | | | | |
| 税関への申請手続については、航空貨物と海上貨物で基本的には相違はないが、比較的少量の貨物を迅速に輸送する航空機と一度に大量の貨物を輸送する船舶では、貨物の輸送形態や取扱いについてかなりの相違があり、それらを反映して、物流管理などの民間業務の内容が異なっている。 N A C C S は、税関手続のみならず税関手続と密接不可分に進行していく物流管理といった民間業務を相互に関連付けながらコンピュータでこれらを一括して効率的に処理するシステムであり、航空貨物と海上貨物についての民間業務の内容が大きく異なっていることを反映させ、それぞれに最適な処理が行われるよう A i r - N A C C S と S e a - N A C C S の2つのシステムを構築しているものである。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 総務課事務管理室 | | | |

| | | | | |
|---|---|---------------------------------|-----------------------------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 | |
| 項目 | システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 入出港時に提出する各種書類の徹底した簡素化とE D I化、ペーパーレス化 ・システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減を行ってほしい。 | | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 | |
| 制度の概要 | 通関情報処理システム（N A C C S）の運営経費は、システムの利用料金により賄われている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | 措置予定 (実施時期：平成14年4月) | | | |
| <p>(説明)</p> <p>N A C C S (海上貨物通関情報処理システム)の民間利用料金については、平成14年4月1日より、利用者の最近の利用状況や今後の利用拡大の見込み等を勘案し、S e a - N A C C Sを中心に大幅な料金引下げを実施したところである。</p> <p>また、N A C C Sについては、平成15年3月にインターネットを經由した利用を開始することとしており、これにより回線費用が削減されるなど利用者の負担の軽減を図っていくこととしている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局総務課事務管理室 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------------|-----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | フラッシュメモリーカード（シリコンメディア）の関税評価対象からの除外 | | | |
| 意見・要望等の内容 | ソフトウェアを関税評価の対象から除外できるキャリアメディアに、フラッシュメモリーカード（シリコンメディア）を含めるべき。 | | | |
| 関係法令 | 関税定率法基本通達第二節 4-5（2）ロ | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>(1) 我が国は関税定率法第4条により、輸入貨物の現実支払価格にその含まれていない限度において加算要素（運賃・保険等）の額を加えた価格をもって課税価格を決定することと規定されており、この取扱いは、WTOの評価協定（1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定）に基づくものである。</p> <p>従って、データ処理機器にソフトウェアが組み込まれている場合、あるいは、CD-ROMなどのキャリアメディアにソフトウェアが記録されている場合の評価についても、原則として当該ソフトウェアとそれが組み込まれているデータ処理機器本体又はそれが記録されているキャリアメディア本体の双方の価格をもって課税価格を決定することとなっている。</p> <p>(2) しかし、ソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価については、1984年のGATT（WTO）の決定では、例外的に、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別できる場合にはキャリアメディアのみの価格をもって課税価格とすることも各加盟国の判断でできることが認められており、我が国ではこの取扱いを採用している。</p> <p>(3) なお、上記(2)のGATT（WTO）の決定にいうキャリアメディアには、集積回路、半導体及び類似デバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品は含まないこととされている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | | |
| （説明） フラッシュメモリーカードは集積回路等を組み込んだ物品であることから、フラッシュメモリーカードに記録されたソフトウェアは例外的な取扱いが認められないこととなる。 一方、我が国におけるフラッシュメモリーカードの関税は無税であり、ソフトウェアが記録されたキャリアメディアの例外的な取扱いの対象となるかの否かにかかわらず関税負担が生じないことから本件要望等は実質的に満たされており、現行の取扱いの変更の必要はないと考える。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局 調査保税課 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | フラットベッドコンテナの輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告義務の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | フラットベッドコンテナの輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告義務の廃止 | | |
| 関係法令 | 関税法第67条、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第2条及び同法施行令第2条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | フラットベッドコンテナ（プラットフォームコンテナ）はコンテナ条約上の「コンテナ」の定義に該当しないことから、コンテナ条約該当コンテナに適用される通関手続は認められていない。ただし、当該フラットベッドコンテナを輸出入しようとする場合には、輸出入貨物の容器として、簡易な輸出入申告書による通関が認められている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>フラットベッドコンテナ（プラットフォームコンテナ）を含む外国貨物を輸出入する場合には、関税法第67条の規定に基づき、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととなっている。輸出入に当たっては、輸出入申告手続は必ず必要であるが、フラットベッドコンテナなどの輸出入貨物の容器については、反復継続して使用されることから、その手続をできるだけ簡素化するため、既に、簡易な輸出入申告書による通関を認めているところである。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課、業務課 | | |

| | | | |
|---|--|---|--------------------|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 日本自動車工業会 日本船主協会 |
| 項目 | 一般貨物の輸出届出制 輸出検査の「簡素化」 | | |
| 要望の内容 | 貨物を輸出しようとする場合は、保税地域に貨物を搬入した後申告し、必要な検査を受けなければならないが、輸出貿易管理令等他法令の規制がない一般輸出貨物については、輸出届出制を導入し、検査が必要な場合は申告前の検査により通関時における検査を省略してほしい。 | | |
| 関係法令 | 関税法第 67 条 関税法第 67 条の 2 | 共管 | |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物を輸出しようとする者は、品名・数量及び価格その他必要な事項を申告し、必要な検査を経て許可を受けなければならない。 ・ 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域に入れた後にするものとする。 | | |
| 計画等における記載の状況 | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>貨物に混入された武器の部品、盗難自動車、有害廃棄物等の取締りには、貨物の荷揚げ・すり替えができない保税地域に貨物が搬入された段階で、必要に応じ書類審査又は現品検査を行うことが不可欠であることから、通関時における審査・検査権限を放棄し、輸出の事後届出や申告前検査による通関時の検査省略を認めることは困難である。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | |

| | | | | |
|--|--|------------------------------------|--------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 | |
| 項目 | 海上コンテナによる内貨輸送の制限の緩和又は廃止 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 海上コンテナの内貨の輸送禁止（2回以上）の緩和又は廃止 | | | |
| 関係法令 | コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条 | 共管 | なし | |
| □制度の概要 | 貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間においては、1回に限り国際運送以外の運送（国内運送）に供することができる。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>コンテナに関する通関条約では、コンテナの経済的な利用を図る観点から、貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間について、本来許容されない国内運送への使用を、同条約に関する決議（決議第24号 国内運送における外国のコンテナの使用）において、特例として1回に限り認めるよう勧告がなされている。</p> <p>我が国においても、同決議の趣旨を踏まえ、コンテナ特例法において、1回の国内運送への使用を認めているところである。また、コンテナに関する通関条約における考え方も、コンテナが国際間の貨物の輸送に反復継続して使用されるという特性に着目して免税措置を規定しているものであり、免税により一時輸入されたコンテナが、他の内国貨物と同様に国内で自由に使用されることを認めることは、同条約が想定していないところであり、この制限を緩和し又は撤廃することは適当でない。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課 | | | |

| | | | | |
|---|---|--|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | 海上輸出貨物予備審査制度の導入 | | | |
| 要望の内容 | 輸出貨物をコンテナヤードに搬入する際、コンテナヤードのゲートの混雑により予定通り搬入できず、搬入後に輸出申告した場合には船積みに間に合わないことがあることから、搬入以前に予備申告を行い、搬入次第即許可となる制度を設けて欲しい。 | | | |
| 関係法令 | 関税法第 67 条の 2 | <input type="checkbox"/> 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 予備審査制度とは、輸出入通関の迅速化を図るために、予備的に税関の書類審査を受けることができる制度であり、すべての輸入貨物及び航空輸出貨物を対象としている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし。 | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | | |
| (説明) | | | | |
| <p>海上輸出貨物は、輸出者がコンテナヤード(保税地域)に搬入した後で、船荷証券(B/L)と引換に輸出者の管理下を離れる場合がほとんどであることから、仮に貨物の保税地域への搬入前に輸出者に対して予備的な審査結果を通知すれば、輸出者による貨物の荷抜け、すり替えの危険性がある。</p> <p>このような問題点も踏まえ、今後、その可能性について検討して参りたい。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局 業務課 | | | |

| | | | | |
|---|---|-----------------------------|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | 簡易申告制度の対象拡大 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 税関長の承認を受けた特例輸入者が輸入する貨物は、継続的輸入要件を撤廃し、全て指定貨物として簡易申告制度の対象とする。 | | | |
| 関係法令 | 関税法第7条の2 | <input type="checkbox"/> 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期：平成 年 月) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>簡易申告制度は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。貨物の所属区分により関税率が異なっている現状において法令遵守が確保されるためには、通関手続きに習熟しているとともに、その輸入する貨物に係る関税関係法上の評価や取扱いについても熟知していることが必要であって、このためには当該特例輸入者において継続的輸入実績のある貨物についてのみ簡易申告制度の利用を認めることが合理的である。したがって、特例輸入者が輸入する全ての輸入貨物に簡易申告制度を適用できるように改めてほしいとの要望に応えることは困難であるが、執行経験等も踏まえ、平成15年4月から現行の年24回以上という継続的輸入実績の基準については年6回以上に緩和することとしており、一層の活用が図られることを期待している。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局 調査保税課、業務課 | | | |

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|--------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 | |
| 項目 | 簡易申告制度の抜本的改善 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 簡易申告制度の抜本的改善 | | | |
| 関係法令 | 関税法第7条の2 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を要件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成15年4月) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| (説明) | | | | |
| <p>具体的な要望内容が定かではないが、簡易申告制度についてはより使い勝手のよいものとするために、現行年24回以上とされている貨物指定の際の継続的輸入実績の基準を年6回以上に緩和するとともに、当該制度に関する担保提供額については、当該制度を利用して納付見込みの関税等の額と、前年において当該制度を利用して納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額をその利用した月数で割った月平均額とのいずれか多い額とし、輸入者の負担の軽減を図ることとしている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局 調査保税課、業務課 | | | |

| | | | | |
|--------------|---|----------------|-----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | 関税評価の対象から除外されるソフトウェアの定義の修正 | | | |
| 要望の内容 | 関税評価の対象から除外できるソフトウェアの定義に関して、ハードディスクドライブに含まれているソフトウェアが関税評価の対象から除外できるソフトウェアに該当することが明確となるよう、「データ処理機器に組み込まれているもの（略）は含まない」という部分を削除すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 関税定率法基本通達第二節 4-5（2）イ | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>(1) 我が国は関税定率法第4条により、輸入貨物の現実支払価格をもって課税価格を決定することと規定されており、この取り扱いは、WTOの評価協定（1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定）に基づくものである。</p> <p>従って、データ処理機器にソフトウェアが組み込まれている場合、あるいは、CD-ROMなどのキャリアメディアにソフトウェアが記録されている場合の評価についても、原則として当該ソフトウェアとそれが組み込まれているデータ処理機器本体又はそれが記録されている使用されているキャリアメディア本体の双方の価格をもって課税価格を決定することとなっている。</p> <p>(2) しかし、ソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価については、WTOの決定において、例外的に、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別できる場合にはキャリアメディアのみの価格をもって課税価格とすることができることが認められており、我が国においてもこうした取り扱いとしている。</p> <p>(3) 他方、キャリアメディアを介さずデータ処理機器に直接組み込まれるソフトウェアについては、上述のキャリアメディアの例外に該当しないことから、原則に基づき、現実支払価格（当該ソフトウェアとデータ処理機器の価格）をもって課税価格となる。</p> <p>（別添資料参照）</p> <p>参考：基本通達による</p> <p>ソフトウェア・・・データ処理機の運用に関する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機に使用されるデータをいう。ただし、データ処理機に組み込まれているもの又はサウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない</p> <p>キャリアメディア・・・磁気テープ、メタルテープ、磁気ディスク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいい、<u>集積回路、半導体及び類似のデバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品を含まない</u></p> <p>注）例えば、メモリーカード、ハードディスクドライブ（単体）</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | （実施（予定）時期： 年 月） （結論時期：15年4月） | | | |

(説明)

関税定率法基本通達第二節 4-5(2)イにおける「データ処理機に組み込まれているもの」とは、データ処理機器のIC基盤に焼き付けられているなど、ソフトウェアがデータ処理機器と不可分一体となってデータ処理機器からソフトウェアのみを取り出すことができず、取り出した場合にはデータ処理機器が本来有する機能を果たさないこととなる場合の当該ソフトウェアをいい、例えば、電卓に組み込まれているソフトウェアがこれに該当する。

このようなソフトウェアは、データ処理機器本体の一部を構成するものであり、キャリアメディアに記録されたものではないことから、現実支払価格を用いた関税評価により当該ソフトウェアの評価も含め課税されるべきものである。

従って、通達上の「データ処理機に組み込まれているもの」との記述は、こうしたソフトウェアが、キャリアメディアの価格に含めなくてもよいソフトウェアには該当しないことを明確にするためのものであり、必要な規定である。また、本通達は、WTOの決定と整合的である。

なお、通達の趣旨の明確化のため適切な通達改正を今後検討したい。

また、ご指摘のハードディスクドライブ(HDD)に記録されたソフトウェアについては、ハードディスクドライブ単体は、保存したソフトウェアのデータの読込・読出機能は有するが、ハードディスクドライブ単体では情報処理を行うことができず、その機能を果たさせるためにはコンピュータ等に接続する必要があることから、それ自体ではデータ処理機器に該当せず、ハードディスクドライブ単体に記録されたソフトウェアは「データ処理機器に組み込まれたもの」に当たらない。

| | |
|---------|-----------|
| 担当局課室等名 | 関税局 調査保税課 |
|---------|-----------|

| | | | | |
|--|---|---|--------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 | |
| 項目 | 空荷で輸入されたコンテナの空荷での再輸出に対する免税措置の拡大 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 空荷で輸入されたコンテナの空荷での再輸出に対する免税措置の拡大 | | | |
| 関係法令 | 関税定率法第17条、関税定率法施行令第32条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に輸出されるコンテナについては、関税が免除されることとなっている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 () | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>具体的な要望内容が定かではないが、仮に「免税措置の拡大」が、空荷で輸入されたコンテナを空荷で再輸出する場合について免税措置を講じてほしいということであれば、当該コンテナについては、既に免税措置は講じられており、事実誤認である。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課、業務課 | | | |

| | | | |
|--|---|-----------------------------|-------------|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 |
| 項目 | 原木TACT(Tokyo Air Cargo Terminal)の保税蔵置場における取扱貨物の拡大 | | |
| 意見・要望等の内容 | 原木TACT内に設置されている保税蔵置場について、船便到着貨物も扱えるようにすべきである。 | | |
| 関係法令 | 関税法第42条 関税法施行令第35条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 保税蔵置場の許可を受けようとする者は、蔵置場の名称、所在地、蔵置貨物の種類等を記載した申請書を税関長に提出し、その許可を受けなければならない。 また、蔵置貨物の種類を変更する場合には、変更の手続を行う必要がある。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| (説明) | | | |
| 原木TACTの保税蔵置場における取扱貨物の範囲については、原木TACTによる変更手続きに基づき、昨年6月24日から海上貨物にも拡大された。 なお、Sea-NACCSについても、同日に原木TACTの保税蔵置場及び当該保税蔵置場を管轄する東京税関東京航空貨物出張所にそれぞれ導入された。 | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課、事務管理室 | | |

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | 再輸入容器免税の対査確認について | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>通関等のリードタイムが1日でも短縮されると、その分の回転率が向上するとともに、管理コストの低減が図れる。船のコンテナはすでチップを埋め込み移動情報をリアルに把握できるようになっており、いずれエンジンラック等にも同様の物流ITが展開されると予想する。</p> <p>従って、これらリターナブルラック/容器の輸入手続の簡素化・リードタイムの短縮をお願いしたい。</p> | | | |
| 関係法令 | 関税定率法第14条第11号 関税定率法施行令第16条第1項 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>輸出入貨物の運送のために利用される容器について関税の免除を受けるためには、本邦から輸出された貨物の容器であることが他の資料に基づき明らかな場合を除き、貨物の輸入申告の際に輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書を提示しなければならない。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| (説明) 輸入される貨物については、原則として関税、消費税等が課されることとなっているが、一定の要件を満たすものについては例外的に免税となっている。したがって、制度上、免税が適用されるには、一定の要件が満たされていること、すなわち免税が適用される貨物であることを確認することが、課税の公平性を確保する点から必要となる。 再輸入する容器の免税については、法律上の要件として当該容器が本邦から輸出されたものであることが必要であり、税関において、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査を行うことにより、本邦から輸出されたものと同一であることを確認している。したがって、輸出許可書等の提示は法律上の要件を確認するため必要であり、これを省略することはできない。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | | |

| | | | | |
|---|--|--|-------------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 日本チェーンストア協会 | |
| 項目 | 通関業者の営業区域制限の撤廃 | | | |
| 要望の内容 | <input type="checkbox"/> 通関業者の営業区域は、通関業の許可に係る税関の管轄区域内とされているが、この制限を撤廃し、通関業者が全ての税関の管轄区域内で営業できるようにすべき。 <input type="checkbox"/> N A C C Sシステムの更改 | | | |
| 関係法令 | 通関業法第9条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <input type="checkbox"/> 通関業者は、原則として、通関業の許可に係る税関の管轄区域内においてのみ通関業を営むことができる。 <input type="checkbox"/> N A C C Sシステムは、上記を前提として処理している。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | | |
| (説明) | | | | |
| <p>(1) <input type="checkbox"/> 通関業者の営業区域制限の撤廃は、(イ)通関業者が貨物蔵置場所に営業の基盤を有しない場合は、税関の検査に立ち会えず、円滑な貨物検査に支障が生じるおそれがあること、(ロ)また、通関業者の指導・監督については、各地区によって通関業者の業務の内容、経営の規模等にそれぞれ特色が見られるため、実情を把握できる立場にある各税関単位で行うことが効率的であること、から困難である。</p> <p><input type="checkbox"/> 一の税関で許可を受けている者が他の税関で許可を受けようとする場合には、簡易な手続(注)で他の税関においても許可を受けることを認めることにより、既に244社(平成15年1月1日現在)が複数の管轄区域で営業を行っており、本制度が通関業者の全国展開、事務の効率化を妨げているとは考えられない。</p> <p>(注) 許可基準のうち経営の基礎が確実であること及び役員的人的構成についての審査の省略等</p> <p><input type="checkbox"/> また、輸出入者の利便のため、同一人から依頼された一連の税関手続については、管轄区域外の通関業者でも行うことができることとされているところである(例えば、一の通関業者が、保税運送申告を行い、当該保税運送に係る貨物の運送先が通関業の許可を受けた税関以外の税関の管轄区域であることがあるが、この場合、当該貨物の到着後に引き続き行われる輸入申告などは、当該通関業者が一連の手続として通関業の許可を受けた税関以外の税関に対しても行うことができる。)。</p> <p>(2) N A C C Sシステムは、上記(1) <input type="checkbox"/> の営業区域を前提として処理していることから、更改については困難である。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課、総務課事務管理室 | | | |

| | | | | |
|--|--|-----------------------------|-----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | 通関士の設置の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | 通関士の設置場所について、「通関業務を行う営業所ごとの設置」部分を廃止し、通関士の設置場所を限定しないよう措置すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 通関業法第13条第1項 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 通関業者は、専任の通関士を置かないことについて税関長の承認を受けた場合を除き、通関士を置かなければならないとされる営業所ごとに、専任の通関士一人以上を置かなければならないこととなっている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| (説明) | | | | |
| <p>通関業法は、適正かつ迅速な通関手続の実施を確保するため、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する主な通関書類については、専門の資格を有する通関士にその内容を審査させることを当該通関業者に義務付けている。</p> <p>通関業法に基づく営業所は、通関書類の作成審査等の通関業務を行う事務所をいい、営業所において通関士による審査が行われることを確保する観点から、当該営業所毎に専任の通関士を置くことを義務付けており、当該営業所において通関業務を行うにもかかわらず通関士を設置しないということとはできない。</p> <p>ただし、特定の外国貿易船のみが往来するような地域にある営業所や一定の種類の商品のみを取り扱う営業所(注)については、通関士の設置義務を課していないほか、通関業者の経営上の負担を考慮し、当該営業所における通関業務の量、当該営業所において兼務させようとする通関士の他の営業所における業務の状況等から専任の通関士を置く必要がないものとして税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができる。</p> <p>(注) 飼料基地において飼料原料の通関のみを、油槽場に併設され石油類の通関のみを行う営業所など</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 日本チェーンストア協会 日本自動車工業会 |
| 項目 | 通関体制の通年、24時間体制の確立 | | |
| 意見・要望等の内容 | 24時間365日通関可能な体制構築をすべきである。また、執務時間外の輸出入申告等は、臨時開庁の対象となり手数料を納入しなければならぬが、コスト削減の観点から、廃止すべきである。 | | |
| 関係法令 | 関税法第98条 関税法第100条第4号 税関関係手数料令第6条 | 共管 | |
| 制度の概要 | 行政機関の休日又はこれ以外の税関の執務時間外に臨時的執務を求めようとする場合には、あらかじめ申請書を提出し承認を受けなければならない。 また、臨時開庁の承認を受ける者は、手数料を税関に納付しなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定() (実施(予定)時期：平成15年4月以降) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>執務時間外の業務処理については、需要の多い税関官署において、365日・24時間通関が可能な体制をとっているほか、その他の官署においても臨時開庁の承認申請がある場合には、審査・検査に当たる要員が手当てできれば原則承認しており、輸出入者の需要に応じた取扱いをとっているところである。</p> <p>365日・24時間対応 東京税関成田航空貨物出張所、大阪税関関西空港税関支署 365日・最終便対応(08:30~21:30) 名古屋税関名古屋空港税関支署、門司税関福岡空港税関支署 平日(20時まで)、土曜(08:30~17:00)対応 東京税関東京航空貨物出張所 365日対応(08:30~17:00) 門司税関下関税関支署</p> <p>夜間・深夜又は休日における通関の要請が少ない官署まで全てを365日24時間職員を常駐させて開庁することは、行政効率上問題があり、その実施は困難と考えられるが、近年の港湾の24時間フルオペラ化へ向けた動きに対応する上での問題点等を把握するため、平成14年10月15日から全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が多い6税関8官署において、税関の執務時間外(平日17:00~21:00、土日休日08:30~17:00)に職員を配置する通関体制の試行を行っているところであり、本年7月から税関の執務時間外における通関体制を本</p> | | | |

格的に整備（本格実施）する方向で検討することとしている。

試行実施官署

東京税関大井出張所、横浜税関本牧埠頭出張所、神戸税関ホムライント出張所、神戸税関六甲アイランド出張所、大阪税関南港出張所、門司税関田野浦出張所、門司税関博多税関支署

執務時間外における輸出入申告の臨時開庁手数料については、執務時間外に執務することに伴い発生する行政コストを受益者である申請するとの観点から納付していただいている。なお、今般、構造改革特別区域における規制の特例として、臨時開庁手数料を通常の1/2に軽減することとしたところである。

| | |
|---------|------------------|
| 担当局課室等名 | 関税局監視課、業務課、調査保税課 |
|---------|------------------|

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|---------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 | |
| 項目 | 保税蔵置場の許可基準の緩和 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 保税蔵置場の設置場所の距離範囲の拡大 | | | |
| 関係法令 | 関税法第43条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 保税蔵置場の許可については、許可を受けようとする場所の位置が保税蔵置場として適当であることが関税法に定める許可要件の一つとされている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| (説明) | | | | |
| <p>保税蔵置場については、貨物検査等の税関業務を執行する上での効率性を確保する観点から、所在地を管轄する税関官署から一定距離(25Km)の範囲内にあることを目安としているが、税関官署から一定距離(25Km)の範囲外にある施設についても、保管施設の形態、取扱予定貨物の種類等、各種の事情を勘案しつつ、税関業務の適正な執行の確保を前提に弾力的に許可しているところである。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課 | | | |

| | | | | |
|---|---|--|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | 包括事前制度の手続の簡素化 | | | |
| 要望の内容 | 包括事前審査制度を利用した輸出申告において、審査・検査となる申告が散見される。荷主は、包括事前審査制度の適用を受けるために、費用・労力を費やしており、これらの事情を考慮して包括事前審査制度を利用した申告については、すべて即許可してもらいたい。 | | | |
| 関係法令 | 関税法第67条（輸出又は輸入の許可） | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 輸出者が同一種類の貨物を継続的に輸出することにより取扱貨物について習熟していること及び輸出者の法令遵守意識が高いことを条件として、あらかじめ、包括的に審査を行うことにより、輸出通関の迅速化を図る制度である。（通達：包括事前審査制度について） | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし。 | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | | |
| (説明) | | | | |
| 包括事前審査制度を利用した者の輸出申告であっても非違が発見されることがあり、必要に応じて審査・検査を行う必要もあることから、通関時の審査・検査権限を完全に放棄し、包括事前審査制度を利用した輸出申告のすべてに対し即時許可を認めることは適切ではない。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局 業務課 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|---------------------|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | 免税コンテナの再輸出期間延長申請提出義務の廃止又は許可期間延長 | | |
| 意見・要望等の内容 | (1) 免税コンテナの再輸出期間の延長 (2) 免税コンテナの再輸出期間延長申請提出義務の廃止 (3) 又は許可期間延長 | | |
| 関係法令 | コンテナに関する通関条約第3条、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第4条 | <input type="checkbox"/> 共管 | なし |
| 制度の概要 | 関税等の免除を受けて一時輸入される免税コンテナについては、条約及び当該条約の実施のために制定された国内法において原則として3か月以内に再輸出しなければならないこととされているが、条約においては、やむを得ない理由がある場合には、各国の法令により当該再輸出期間を延長することが認められており、我が国においてもコンテナ特例法により、税関長の承認を受けた場合には、再輸出期間を延長することができることとされている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | (2) 措置困難 (1)(3) その他 |
| (説明) (1) コンテナについては、コンテナに関する通関条約により、その一時輸入に当たっての免税措置が定められており、我が国も同条約に基づいた取扱いを行っているところである。同条約においては、基本的には、コンテナが輸入された後3か月以内に再輸出されることを免税の条件としており、その趣旨を踏まえ、我が国においても原則として3か月以内に再輸出されることを免税の条件としている。したがって、3か月間という一時輸入に対して免税措置を講じることが、同条約の基本的な考え方であり、これを無期限に認めることは適当でない。しかし、再輸出期間については、やむを得ない理由がある場合には延長を認めている。 (2) コンテナに対する免税措置は、コンテナに関する通関条約及び国内法令において3か月以内に再輸出されることを免税の基本的な条件としており、当該再輸出期間の延長を認めているのは、あくまでやむを得ない理由がある場合としての例外である。 したがって、再輸出期間の延長を認めるに当たっては、やむを得ない理由があるか否を税関長が判断するために再輸出期間延長承認申請の提出が必要であり、これを廃止することは困難である。 (3) また、要望にある「許可期間延長」が何を指しているのか不明であるが、再輸出期間を延長できる期間（原則として3か月）を更に延長してほしいというものであれば、(1)と同様である。 | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課 | | |

| | | | | |
|---|---|----------------|----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本自動車工業会 | |
| 項目 | 輸出申告の事後届出制化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>輸出申告、許可から本船船積までの間は、貨物が滞留することとなり、物流のリードタイム上、大きな支障となっているので、他法令などの規制を受ける貨物を除き、一般輸出貨物の輸出申告については、事後届出制を認めて欲しい。</p> <p>これにより、コストの低減等が可能となり、更にシステム的にも、事後届出となればデータ処理の効率化ができることとなる。</p> | | | |
| 関係法令 | 関税法第67条 | 共管 | | |
| 制度の概要 | 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、品名並びに数量及び価格その他必要な事項を申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期:) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>貨物に混入された国民生活を脅かす銃器や不正薬物、健全な経済活動を阻害するコピー商品や武器の部品、盗難車両、有害廃棄物等の取締りには、貨物の荷抜け・すり替えができない保税地域に貨物が搬入された段階で、必要に応じ適正な書類審査又は現品検査を行うことが不可欠であることから、輸出貨物の通関時審査・検査権限を放棄し、届出・事後報告・事後申告や事前検査による通関時の検査省略を認めることは困難である。</p> <p>□ また、貨物を輸出入しようとする者は、関税法第67条の規定に基づき輸出入の許可を受けるにあたり、必要な検査を受ける義務を有しており、税関検査を受ける際の貨物の移動等に要する費用は、輸出入者がその義務を果たすために負担すべきものであり、その費用を公費により負担することは困難である。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | | |

| | | | | |
|---|--|----------------|-------------------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 関西経済連合会 日本船主協会 | |
| 項目 | 輸出入手続の簡素化、事前申告の実施 | | | |
| 要望の内容 | 保税地域に貨物を搬入した後、輸出入通関が行われているが、保税地域に搬入する前であっても通関手続が行えるようにするべきである。 | | | |
| 関係法令 | 関税法第67条の2 | 共管 | | |
| 制度の概要 | ・ 輸出申告又は輸入申告は原則として申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとしている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>貨物の荷揚げ・すり替えを防止し、密輸出入を取り締まる観点から、原則として保税地域に貨物を搬入する前に輸出入申告することとしている中、迅速な引取りを可能とする観点から、</p> <p>本船・航空機入港前であっても予備的に税関の書類審査を受けることができる輸入貨物に係る予備審査制の導入(平成3年4月)</p> <p>海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)を利用した搬入即時輸入許可制度の導入(平成11年10月)</p> <p>航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度の導入(平成8年4月)</p> <p>保税地域搬入前であっても予備的に税関の書類審査を受けることができる航空輸出貨物にかかる予備審査制の導入(平成13年4月)</p> <p>を行っており、リスクが低い貨物については、即時引取りを可能とする仕組みとなっている。更に、海上NACCSを利用した到着即時輸入許可制度について本年9月を目途に、海上輸出貨物に係る予備審査制については平成15年度中に導入することとしている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | | |

| | | | | |
|---|--|---|-----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | 輸出入通関手続の簡素化 | | | |
| 要望の内容 | 輸出入統計に計上されない貨物、反復使用する貨物等については「コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令」第2条に定められる国際コンテナー並みに輸出入通関手続を簡素化すべき。(簡素化の対象とすべき貨物の例：関税定率法第14条第10号の再輸入貨物、関税定率法第14条第11号の本邦から輸出された貨物の容器、関税定率法第17条第1項第2号及び第3号の輸出入貨物の容器) | | | |
| 関係法令 | 関税法第67条 関税定率法第14条第10号、第11号 関税定率法第17条第1項2号、第3号 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>再輸入する免税容器(定14条-11号)及び再輸出する免税容器(定17条-1項-2号及び3号)のうち、反復して使用されるシリンダー等については、既に、コンテナー条約の適用を受けるコンテナー並みに簡素化された輸出入通関が行われている。</p> <p>一般に、輸入される貨物については、原則として関税・消費税等が課されることとなっているが、一定の要件を満たすものについては例外的に免税となっている。したがって、制度上、免税が適用されるには、一定の要件が満たされていることを確認することが、課税の公平性を確保する点から必要となる。</p> <p>具体的には、再輸入貨物の免税(定14条-10号)、再輸入する容器の免税(定14条-11号)については、再輸入される貨物が本邦から輸出された貨物と同一であることを確認する必要があるため、再輸入時に税関において一定の確認等を行っており、また、再輸出免税(定17条)については、免税輸入された貨物が用途外使用等される場合に関税・消費税等を徴収する必要があるため、輸入時に税関において一定の確認等を行い、かつ、免税輸入された貨物と再輸出される貨物が同一であることを確認する必要があるため、再輸出時にも税関において一定の確認等を行っている。</p> <p>上記反復使用されるシリンダー等については、同一性の確認等が他の貨物に比較して容易であるため、簡素化された輸出入通関を認めているものである。</p> <p>なお、反復使用される容器以外の免税される貨物については、同一性の確認等が必要なため、簡素化された輸出入通関は認められない。</p> <p>(関税法基本通達67-2-12(1)(2)、関税定率法基本通達14-16(8))</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局業務課 | | | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 |
| 項目 | 輸入コンテナの輸送機器としての無条件通関許可又は無期限免税一時輸入の承認 | | |
| 意見・要望等の内容 | 輸入コンテナの輸送機器としての無条件通関許可又は無期限免税一時輸入の承認 | | |
| 関係法令 | 関税法第67条、コンテナに関する通関条約第3条、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 関税等の免除を受けて一時輸入される免税コンテナは、関税法第67条に基づき、コンテナリスト通関という簡易な輸入申告手続きを経ることとされており、国際運送（外国を仕向地又は仕出地とする貨物の運送であって、本邦内で当該貨物が詰め替えられることなく同一のコンテナにより行われるもの）以外の用途としての使用には制限があり、また、一定期間内の再輸出義務が課されている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 () | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>(1) 国際運送に反復継続して使用されるコンテナについては、コンテナに関する通関条約により、その一時輸入に当たっての免税措置が定められており、我が国も同条約に基づいた取扱いを行っているところである。</p> <p>(2) コンテナを含む外国貨物を輸入する場合、国民の安全等を確保する観点などから、関税法第67条の規定に基づき、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないとされている。したがって、無条件に輸入を許可することはできないが、コンテナリスト通関という簡易な手続を導入している。また、コンテナについては、一般の外国貨物と同じく、輸入に係る税を納付する必要があるが、国際運送に反復継続して使用されるコンテナについては、そうした使用目的に着目し、コンテナに関する条約において一時輸入に当たって免税措置が講じられている。ただし、貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地（又は輸出地）まで通常の経路により運送される間については、コンテナの経済的な利用の観点から、特例として1回に限り認めているものであり、輸入に係る税を納付せず無制限に国内使用を認めることは適当でない。</p> <p>(3) また、当該コンテナについては、同条約においては、基本的には、コンテナが輸入された後3か月以内に再輸出されることを免税の条件としており、その趣旨を踏まえ、我が国においても原則として3か月以内に再輸出されることを免税の条件としている。したがって、3か月間という一時輸入に対して免税措置を講じることが、同条約の基本的な考え方であり、これを無期限に認めることは適当でない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局調査保税課 | | |

| | | | | |
|--|---|---|-----------|-----|
| 分野 | 基準認証等 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | 輸入貨物が関税率ゼロの場合の現実支払い価格による申告 | | | |
| □意見・要望等の内容 | 輸入貨物の申告価格は、現実支払い価格に加算要素を加えたものとされている（関税率法第4条）が、関税率ゼロの場合は、現実支払い価格の申告で可能とする。 | | | |
| 関係法令 | 関税率法第4条第1項 （消費税法第28条第3項） | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 我が国の関税評価制度は、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）」に準拠し、同協定の第1条1を受けて、関税率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格にその含まれていない限度において加算要素（運賃・保険料等）の額を加えた価格とするとされている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 | その他 |
| （説明） 関税無税品であっても、輸入貨物には消費税が課されることとなる。関税無税品と有税品で消費税の課税標準が異なることは、「課税の公平性」の観点からも問題であり、関税無税品について現実支払い価格での申告を認めることは困難である。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 関税局 調査保税課 | | | |

| | | | | |
|---|--|-----------------------------|----------------|-----|
| 分野 | 金融 | 意見・要望提出者 | 都銀懇話会、日本損害保険協会 | |
| 項目 | T B ・ F B に係る寄託制限、転売制限の撤廃 | | | |
| 意見・要望等の内容 | T B ・ F B について、金融機関の国債決済事務のアウトソースを可能とするため、金融機関が振替決済制度の他の参加者に寄託できるよう、日本銀行の国債振替決済制度の参加者口座（自己口）から他の参加者の口座（顧客口）への振替の禁止を撤廃すること。 | | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | T B ・ F B を入札参加者が顧客に販売する時は、) 譲渡人たる入札参加者に寄託すること、) 顧客が再譲渡する先は入札参加者に限ること、の2点につき入札参加者から理財局長宛確認書の提出を求めている。) により、日本銀行の国債振替決済制度に関する規程上、T B ・ F B については、国債振替決済制度の参加者口座の自己口から他の参加者の口座への振替を禁止している。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期：H 1 5 . 1 . 2 7 以降発行する T B ・ F B) | | | |
| (説明) | | | | |
| 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第65号)の施行に伴い、政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令(平成14年財務省令第67号)が12月6日付で公布された。これを受け、平成15年1月27日以降社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとして新たに振替国債として発行されるT B ・ F B については、意見・要望等の内容どおりの取り扱いとなる。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 理財局国債課 | | | |

| | | | | |
|---|--|---|-------|-----|
| 分野 | 金融 | 要望提出者 | 都銀懇話会 | |
| 項目 | 資本取引に関する債権の発生等に係る報告書の廃止 | | | |
| 要望の内容 | 報告の廃止 | | | |
| 関係法令 | 外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項 第3号 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 内外資本取引等の自由化と外国為替業務の自由化を盛り込んだ改正外為法（外国為替及び外国貿易法。平成10年4月1日施行）における報告制度は、法目的である「対外取引の正常な発展」を達成するため、報告の徴求目的を、□国際収支統計の作成及び□市場動向の実態把握に限定し、一定金額を超える対外取引を事後報告制としている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし。 | | | |
| 対応状況・ 対応方針 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | 措置困難 | その他 |
| (説明) | | | | |
| <p>当該報告は、市場動向の実態把握の観点から徴求しているものであり、廃止は困難である。</p> <p>ただし、当該報告は平成13年6月26日の「財務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に則り、報告手続の電子化による簡素化を検討しているところであり、これに関して平成14年7月12日に外国為替の取引等の報告に関する省令を改正し資本取引に関する報告書を統合している（施行：平成17年1月1日）。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 国際局調査課外国為替室 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------------|-------------|-----|
| 分野 | 金融 | 要望提出者 | 都銀懇話会 | |
| 項目 | 政府系企業を通じて手配される保険 | | | |
| 要望の内容 | 住宅金融公庫などの政府系企業を通じて手配される保険に関し、透明性と無差別の原則のもと、外国企業に対し、取引に参加かつ競争できる機会がもたらされることをはじめ、民間会社に適用されるのと同じビジネスの規制が適用されることを要望する。 | | | |
| 関係法令 | 住宅金融公庫法 | 共管 | 国土交通省 | |
| 制度の概要 | 住宅金融公庫融資に係る住宅について、債務者と保険会社が火災保険契約を締結し、当該住宅が火災などの災害で被害を受けた場合に、債務者に保険金が交付されるもの。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし。 | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期： 年 月) | | (結論時期： 年 月) | |
| (説明) | | | | |
| <p>特約火災保険の共同引受保険会社については、住宅金融公庫と各保険会社の間の協定によって定められている。</p> <p>共同引受保険会社に加わりたいとの希望があった場合には、適切な組織と能力を有していれば、内外無差別で参加を認めている。</p> <p>既に、外資系保険会社及び外国法人の保険会社も共同引受保険会社となっている。</p> <p>さらに、平成14年度より特約火災保険以外の火災保険の選択も認める制度を導入した。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 国土交通省住宅局住宅資金管理官室 財務省大臣官房政策金融課 | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|------------|-----------|--|--|---|------------|-----|
| 分野 | 流通 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | | | | | |
| 項目 | たばこ小売販売業における許可基準の明確化 | | | | | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>コンビニエンスストア出店前に許可の可否を予見可能とするため、たばこ小売販売業の許可基準については、より具体的かつ明確な内容とすべきである。</p> <p>また、新築店舗の場合に、ＪＴ営業所による調査のタイミングが 図面段階 建物完成後 営業開始後と地域・担当者により異なるので、統一すべきである。</p> | | | | | | | |
| 関係法令 | たばこ事業法第 22 条 | 共管 | なし | | | | | |
| 制度の概要 | <p>製造たばこの小売販売業を行う場合には、営業所ごとに財務大臣の許可を受けねばならないが、既存のたばこ小売店との距離が不足している、或いは、たばこの取扱予定高が標準本数に達しない等、法令等に定められた不許可事由に該当する場合には許可をしないこととされている。</p> | | | | | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | | | | | |
| 対応の状況 | <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定（下記 1）</div> <div style="margin-bottom: 10px;">（実施（予定）時期： ）</div> </div> </td> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> </td> <td style="width: 25%; padding-right: 10px;">措置困難（下記 2）</td> <td style="width: 25%; padding-right: 10px;">その他</td> </tr> </table> | | | | <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定（下記 1）</div> <div style="margin-bottom: 10px;">（実施（予定）時期： ）</div> </div> | <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> | 措置困難（下記 2） | その他 |
| <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済・措置予定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置済</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置予定（下記 1）</div> <div style="margin-bottom: 10px;">（実施（予定）時期： ）</div> </div> | <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="margin-bottom: 10px;">具体的措置の検討中</div> </div> | 措置困難（下記 2） | その他 | | | | | |
| <p>（説明）</p> <p>1．許可基準をより具体的かつ明確な内容とすべきとの要望について</p> <p>たばこ小売販売業の許可基準については、大臣告示及び関係通達により相当程度具体的に規定している。当該告示及び関係通達については、現在でも財務局等で閲覧することができるが、財務省ホームページにも掲載する予定である。</p> <p>2．ＪＴの調査のタイミングを統一すべきとの意見について</p> <p>ＪＴによる調査は、公平性の観点から、基本的に、店舗の状況如何にかかわらず、申請順に行っている。ＪＴによる調査では、主に既設小売店との距離の計測や当該既設店の営業又は休廃止の状況等の確認が行えればよいことから、調査のタイミングを統一する必要性はないと考えている。</p> | | | | | | | | |
| 担当局課室等名 | 理財局総務課たばこ塩事業室 | | | | | | | |

| | | | | |
|--|---|---|-------------|-----|
| 分野 | 流通 | 要望提出者 | 日本チェーンストア協会 | |
| 項目 | たばこ小売販売免許の許可書発行までの期間短縮について | | | |
| 要望の内容 | たばこ小売販売業の許可事務の処理期間を短縮してほしい(4ヶ月→2ヶ月)。 | | | |
| 関係法令 | たばこ事業法(第22条) | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 製造たばこ小売販売業の許可申請については、行政手続法にいう標準処理期間として、日本たばこ産業株式会社が申請を受理した日の属する月の末日から3ヶ月以内に、財務局において処分をし、当該申請者に通知するように努めている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし。 | | | |
| 対応状況・対応方針 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 年 月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月) | 措置困難 | その他 |
| (説明) | | | | |
| <p>1 .処理期間については、既に、平成11年7月以降、それまでの「申請を受理した日の属する月の末日から『4ヶ月以内』」を同『3ヶ月以内』に短縮して処理を進めている。</p> <p>2 .当該期間については、予定営業所の周辺にある既設営業所の営業又は休廃止の状況や他の申請の有無が許可条件の充足等に影響し、また、社会的要請や規制緩和の観点から様々な特例が設けられていることから、これらについて十分な現地調査等を行うため、標準的に必要な期間と認識している。</p> <p>3 .なお、3ヶ月以内とはそれより短い期間で処理することを妨げるものではなく、ごく単純なケースで早期に処理可能なものについては、現状においても3ヶ月未満で処理を終えている例もある。</p> <p>4 .以上を踏まえれば、現時点で直ちに処理期間を短縮することは困難ではあるが、今後、事務の効率化も含め、どのような対応が可能か検討して行くこととしたい。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 理財局総務課たばこ塩事業室 | | | |

| | | | | |
|---|---|----------------|-----------------------|-----|
| 分野 | 流通 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会、日本チェーンストア協会 | |
| 項目 | 一般酒類小売業免許者等によるインターネット上での酒類販売の容認 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 一般酒類小売業免許等に付されている販売方法の条件（通信販売を除く。）を緩和し、通信販売を可能とするとともに、通信販売酒類小売業免許における品目制限（販売する酒類は入手困難な地酒や輸入酒に限る。）を廃止すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 酒税法第9条、第11条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>酒税法第11条では、酒類販売業の免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合は販売する酒類の範囲及びその販売方法に条件を付することができることとされており、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において規定し、これに従った運用を行っている。</p> <p>同通達において、一般酒類小売業免許の販売方法には、「通信販売を除く」旨の条件を付すこととし、また、通信販売酒類小売業の取扱酒類は、国産酒類であれば課税移出数量が1,000kl未満である酒類製造者が製造・販売する酒類のうち課税移出数量が100kl未満（しょうちゅう乙類のみ200kl未満）の銘柄、輸入酒類であれば課税引取数量が100kl未満の銘柄としている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | （実施（予定）時期： ） | | | |
| （説明） | | | | |
| <p>通信販売酒類小売業免許は、昭和63年12月の臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、通信販売のニーズに対応すべく、特例的に付与することとしているものであるが、酒類の需給関係に与える影響を考慮し一般酒類小売業免許に付されている需給調整規制との均衡を図る観点から、取扱酒類の範囲について条件を付することとし、一般の酒販店では入手困難な地域的な特色のある酒類等に限定して付与することとしている。</p> <p>他方、こうした特例的措置については、平成9年6月13日の中央酒類審議会答申において「需給調整要件の見直しと併せて、大幅な整理・縮小を行い、免許制度の一層の簡素・合理化を図るべき」とされている。</p> <p>現在、「規制緩和推進3か年計画」に則った一般酒類小売業免許の規制緩和後における酒販免許制度全体のあり方等について検討しているところであり、この中で通信販売酒類小売業免許の特例的措置についても検討している。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 国税庁 課税部 酒税課 | | | |

| | | | | |
|---|---|----------------|-----------------------|-----|
| 分野 | 流通 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会・日本チェーンストア協会 | |
| 項目 | 製造たばこの小売販売の需給調整規制の廃止と小売価格の自由化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>・需給調整規制については、その検討を急ぎ、早期に廃止に向けたスケジュールを明確にすべきである（経済団体連合会）。</p> <p>・製造たばこの小売販売規制において、小売定価制は早急に廃止すべきである（経済団体連合会・日本チェーンストア協会）。</p> | | | |
| 関係法令 | たばこ事業法第 22 条、第 33 条、第 36 条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けねばならない（法第 22 条）が、既存のたばこ小売店との距離が不足している、或いは、たばこの取扱予定高が標準本数に達しない等、法令等に定められた不許可事由に該当する場合には許可をしないこととされている（法第 23 条、法施行規則第 20 条等）。</p> <p>また、たばこの小売価格については、JT 及びたばこ輸入業者において、品目ごとに一の定価を定めて財務大臣の認可を受けねばならず（法第 33 条）、また、たばこ小売販売業者は、上記認可を受けた小売定価で販売しなければならない（法第 36 条）とされている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>「規制緩和推進 3 か年計画（再改定）」（平成 12 年 3 月 29 日閣議決定）</p> <p>平成 10 年 7 月 1 日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等との適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。</p> <p>（注）規制改革推進 3 か年計画（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）においては記載されていない。</p> | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | （実施（予定）時期：） | | | |
| （説明） | | | | |
| <p>たばこ小売販売に係る規制については、「規制緩和推進 3 か年計画（再改定）」（平成 12 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、零細小売販売業者への激減緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請及び身体障害者等の自立援護（一般の者よりも緩和された基準の適用）の必要性にも考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行っている。</p> <p>なお、財政制度等審議会による「喫煙と健康の問題に関する中間報告（平成 14 年 10 月 10 日）」においては、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案（WHO たばこ規制枠組条約案）においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 理財局総務課たばこ塩事業室 | | | |

| | | | | |
|--|---|---|-------------|-----|
| 分野 | 流通 | 意見・要望提出者 | 日本チェーンストア協会 | |
| 項目 | 大型店舗酒類小売業免許の制度の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | 大型店舗酒類小売業免許については、店舗面積が1,000㎡以上の店舗を対象とするようにし（現行10,000㎡以上）、免許の当初から全酒類の販売を可能とするとともに（現行、3年間は国産ビール等の取扱い不可）、販売方法に関する免許条件を廃止すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 酒税法第9条、第10条、第11条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>酒類の販売業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づき所轄税務署長から酒類販売業免許を受けなければならない。</p> <p>一般酒類小売業免許については、人的要件のほか、需給調整要件（地域ごとに毎年計算される免許枠の範囲内でのみ免許）を満たすことが必要となるが、大型小売店舗（店舗面積10,000㎡以上）に対しては、人的要件を満たせば免許を付与している。</p> <p>ただし、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間は、販売できる酒類の範囲を、国産の清酒（500mlのリサイクル瓶詰め品を除く）及び国産ビール以外の酒類に限定しているほか、販売方法は店頭小売販売に限ることとしている。</p> <p style="text-align: right;">「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 | その他 |
| （説明） <p>大型店舗酒類小売業免許は、昭和63年12月の臨時行革審答申等を受け、10,000㎡以上の総合スーパー等について、その公共性及び消費者の利便に配慮して、特例的に免許を付与することとしているものである。</p> <p>他方、こうした特例的措置については、平成9年6月13日の中央酒類審議会答申において「需給調整要件の見直しと併せて、大幅な整理・縮小を行い、免許制度の一層の簡素・合理化を図るべき」とされている。</p> <p>現在、「規制緩和推進3か年計画」に則った一般酒類小売業免許の規制緩和後における酒販免許制度全体のあり方等について検討しているところである。大型店舗酒類小売業免許の特例的措置については、15年9月の一般酒類小売業免許に係る規制緩和後の酒類の需給等の状況を踏まえて検討することとしている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 国税庁 課税部 酒税課 | | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------------|-----------|-----|
| 分野 | 土地・住宅、都市再生 | 意見・要望提出者 | 日本経済団体連合会 | |
| 項目 | PFI の特性を踏まえた調達手続の法制化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | PFI 事業における民間事業者の選定に際し、当該事業提案の内容についての多段階選抜や2～3社に絞り込んだ段階での契約交渉、入札後の契約書案の軽微な変更等が可能であることなどを広く国・地方公共団体、民間事業者等に対して公表し、周知徹底を図るべきである。 | | | |
| 関係法令 | 会計法 29 条の 3,5,6、予算決算及び会計令 72 条、73 条、99 条の 2,3 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>国の PFI 事業における民間事業者の選定にあたっては、適正かつ合理的な競争を行うとの原則の下で、現行法令上以下の手続によることが可能。</p> <p>□事業内容に応じて、資格審査段階において、まず簡易な事業提案に係る審査を行うことにより、事業を適切に実施できる能力を有する事業者のみが競争入札に参加できるようにすること。</p> <p>□入札前に、リスク分担等の契約内容の明確化を図るために国と入札参加者が十分に意思疎通を行い、必要があれば全ての入札参加者に周知した上で契約書案の変更を行うこと。</p> <p>□入札者の提案内容について、価格及びその他の条件についての総合評価方式（会計法第 29 条の 6 第 2 項）による評価を行うこと。</p> <p>□入札後の契約締結の際に、入札前には確定していないリスク分担等の明確化を図るために契約書案の変更を行うこと。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | | |
| （説明）上記事項については現行法令上可能。（このことを発注者に対して周知することを検討中。） | | | | |
| 担当局課室等名 | 主計局法規課 | | | |

| | | | | |
|--|--|-----------------------------|---------------|-----|
| 分野 | その他 | 意見・要望提出者 | リース事業協会、オリックス | |
| 項目 | 国・地方公共団体等のリース契約の取扱い等 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>リース契約について、長期継続契約を認めるべきである。または、債務負担行為の手續を簡素化する等の措置を図ること。</p> <p>会計法において、長期継続契約は、電気・ガス・水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約のみ可能となっており、リース取引の場合、情報機器、事務機器等の使用見込み期間内（例えば5年）での月額リース料支払を予定しているにもかかわらず、現実的には単年度の契約しかなされていない。また、リース契約のためにリース期間に亘る債務負担行為の手續が行われることは極めて稀である。</p> | | | |
| 関係法令 | 財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること</p> <p>あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為により難しいものであること</p> <p>などから、長期継続契約とすることができることとしている。</p> <p>本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度に亘る提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。複数年度の使用の契約が必要であれば、各省庁が予算要求を行い、国会の議決を受けた上で国庫債務負担行為を活用して対応すべきものである。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等（これらの機器の保守を含む。）のあり方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。（平成14年度中に措置） | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | 措置予定 | | | |
| | （実施（予定）時期： ） | | | |
| （説明） | | | | |
| <p>上記のとおり、情報機器等のリース契約については、経年による機器の減価により給付内容が逡減する性質にあること、また、当該契約は有期かつ総額の確定したものであることから長期継続契約によるものではなく、複数年度に亘る契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることとなる。なお、国庫債務負担行為の必要性については、各省庁の判断を踏まえ、予算編成過程の中で具体的に検討されることとなる。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 主計局法規課 | | | |